**（自然災害配慮基準）**

**第６条第１項（１）　認定しない区域**

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(平成十二年五月八日)(法律第五十七号)

所管課：高知県土木部防災砂防課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知市防災対策部防災政策課

(土砂災害特別警戒区域)

第九条　都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室([建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第四号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する居室をいう。以下同じ。)を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)として指定することができる。

２　[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、[第二条](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項(土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項として政令で定めるものに限る。)を定めてするものとする。

３　都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

４　都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び[第二項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の政令で定める事項を公示しなければならない。

５　都道府県知事は、[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、[同項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

６　指定は、[第四項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による公示によってその効力を生ずる。

７　関係のある市町村の長は、[第五項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の図書を当該市町村の事務所において、一般の縦覧に供しなければならない。

８　都道府県知事は、土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなったと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除するものとする。

９　[第三項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)から[第六項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)までの規定は、[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による解除について準用する。

○地すべり等防止法　　　　　　　　　　　　　　（十三年三月三十一日)(法律第三十号)

所管課：高知県土木部防災砂防課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知市防災対策部防災政策課

(地すべり防止区域の指定)

第三条　主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの(以下これらを「地すべり地域」と総称する。)であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

２　[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

３　主務大臣は、[第一項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該地すべり防止区域を告示するとともに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

４　地すべり防止区域の指定又は廃止は、[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の告示によつてその効力を生ずる。

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

(昭和四十四年七月一日)(法律第五十七号)

所管課：高知県土木部防災砂防課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知市防災対策部防災政策課

(急傾斜地崩壊危険区域の指定)

第三条　都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、[第七条第一項各号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

２　[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の指定は、この法律の目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

３　都道府県知事は、[第一項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該急傾斜地崩壊危険区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

４　急傾斜地崩壊危険区域の指定又は廃止は、[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の公示によつてその効力を生ずる。

**第６条第１項（２）　必要な措置が講じられていれば認定する区域**

○特定都市河川浸水被害対策法

(平成十五年六月十一日)(法律第七十七号)

所管課：高知県土木部河川課

(浸水被害防止区域の指定等)

第五十六条　都道府県知事は、流域水害対策計画に定められた[第四条第二項第十二号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に掲げる浸水被害防止区域の指定の方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、特定都市河川流域のうち、洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為([都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第十二項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する開発行為をいう。[次条第一項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)において同じ。)及び一定の建築物(居室([建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第四号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する居室をいう。以下同じ。)を有するものに限る。以下同じ。)の建築([同法第二条第十三号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する建築をいう。以下同じ。)又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、浸水被害防止区域として指定することができる。

２　[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による指定は、当該指定の区域及び基準水位([第四条第二項第四号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する水深に係る水位であって、[次条第一項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する特定開発行為及び[第六十六条](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する特定建築行為の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。)その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

３　都道府県知事は、[第一項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による指定をするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

４　[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による公告があったときは、住民及び利害関係人は、[同項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、都道府県知事に意見書を提出することができる。

５　都道府県知事は、[第一項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による指定をするときは、あらかじめ、[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

６　都道府県知事は、[第一項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び当該指定の区域を公示しなければならない。

７　都道府県知事は、[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に、[同項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

８　[第一項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による指定は、[第六項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による公示によってその効力を生ずる。

９　関係市町村長は、[第七項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の図書を当該市町村の事務所において、公衆の縦覧に供しなければならない。

１０　都道府県知事は、河道又は洪水調節ダムの整備の実施その他の事由により、浸水被害防止区域の全部又は一部について[第一項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による指定の事由がなくなったと認めるときは、当該浸水被害防止区域の全部又は一部について当該指定を解除するものとする。

１１　[第二項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)から[第九項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)までの規定は、[第一項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による指定の変更又は[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による当該指定の解除について準用する。

○建築基準法

(昭和二十五年五月二十四日)(法律第二百一号)

所管課：高知市建築指導課

(災害危険区域)

第三十九条　地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

２　災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の条例で定める。

○津波防災地域づくりに関する法律

(平成二十三年十二月十四日)(法律第百二十三号)

所管課：高知県危機管理部南海トラフ地震対策課

(津波災害特別警戒区域)

第七十二条　都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為([都市計画法第四条第十二項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する開発行為をいう。[次条第一項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)及び[第八十条](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)において同じ。)及び一定の建築物(居室([建築基準法第二条第四号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する居室をいう。以下同じ。)を有するものに限る。以下同じ。)の建築([同条第十三号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する建築をいう。以下同じ。)又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)として指定することができる。

２　[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による指定は、当該指定の区域を明らかにしてするものとする。

３　都道府県知事は、[第一項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

４　[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による公告があったときは、住民及び利害関係人は、[同項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、都道府県知事に意見書を提出することができる。

５　都道府県知事は、[第一項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

６　都道府県知事は、[第一項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び当該指定の区域を公示しなければならない。

７　都道府県知事は、[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に、[同項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

８　[第一項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による指定は、[第六項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による公示によってその効力を生ずる。

９　関係市町村長は、[第七項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の図書を当該市町村の事務所において、公衆の縦覧に供しなければならない。

１０　都道府県知事は、海岸保全施設又は津波防護施設の整備の実施その他の事由により、特別警戒区域の全部又は一部について[第一項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による指定の事由がなくなったと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について当該指定を解除するものとする。

１１　[第二項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)から[第九項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)までの規定は、[第一項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による指定の変更又は[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による当該指定の解除について準用する。